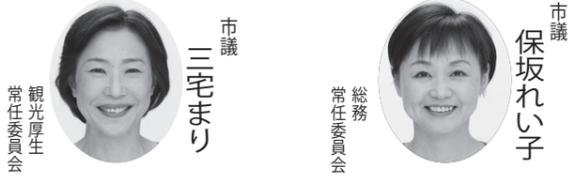


発行 2016年 7月20日 No.133  
**神奈川ネットワーク運動・鎌倉**  
**まちづくりレポート**  
**神奈川ネット**



カンパとボランティアの活動/問題解決はミニフォーラムで

	開始 2000年	2016年
高齢者人口	29,939人	53,541人
高齢化率	21.2%	30.3%
介護認定者数	3,625人	10,068人
介護保険事業費	約40億円	約150億円
保険料基準額	2,666円	5,170円

**鎌倉市要介護認定者数**  
 (2016年3月31日現在)

区分	認定者数(人)	
要支援1	1,452	6,591 65%
要支援2	1,228	
要介護1	2,011	
要介護2	1,900	
要介護3	1,367	3,477 35%
要介護4	1,184	
要介護5	926	
合計	10,068	

# 介護保険の後退を許すな

介護保険制度は、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とし、2000年に始まりました。3年ごとに見直しが行われていますが、給付抑制により介護の社会化が益々後退しています。



市議 三宅まり

## 総合事業への移行

2015年4月の改定では、予防給付である要支援1・2のヘルパーの「訪問介護」と、デイサービスの「通所介護」を、全国一律の介護保険の給付から外し、介護予防・日常生活支援総合事業として市が独自に行うことになりました。

国は、この総合事業を、従来の専門の介護員によるサービスと、新たに基準を緩和した人員配置の事業所や地域のボランティア等による「多様なサービス」として打ち出しています。鎌倉市は、2017年4月から1年かけて総合事業へ移行する予定で、今年度中に具体的な形を決めるとしています。

## 基準を緩和

現時点で市は、訪問型サービスでは、身体介護を伴わない生活援助を行う場合に限り有資格者の基準緩和を検討。また通所型においては、軽度者

が集まっている場合、ボランティアが補助的に加わることによる人員基準の緩和を検討しています。

先行している横浜市や藤沢市では、基準を緩和したサービスの報酬単価は従来型の単価の9割で、鎌倉市も減額を検討しています。鎌倉の場合は小規模な事業所が多く、収入減による事業所の撤退や介護の質の低下が懸念されます。

## 住民主体のサービスは可能か

「多様なサービス」のうちの住民主体のサービスについて、市は、家事支援・サロン・体操・運動教室・配食等を想定しています。すでに一部地域では実施されていますが、高齢化に伴って新たな担い手の確保が課題です。

そもそも住民主体では継続性が担保できず、地域間格差も生じ安定したサービス提供は期待できません。加えて、総合事業の予算が限られている中、地域ボランティアの研修等、具体的な育成支援策が見えていない状況です。

## さらなる給付抑制策

総合事業の検証をする間もなく、2018年の改定では、介護保険の給付から「要介護1・2」を外す等の給付抑制策が検討されています。鎌倉市の場合、介護認定者の65%が対象となりま

す。介護保険法に基づいて保険料を支払っていますが、介護度が重度でなければ保険が利用できない制度になりつつあります。各自自治体で総合事業の構築すらまだ整っていない現状で、さらに給付に制限をかける制度改定は、介護の社会化の後退どころか、保険としてのあり様そのものが問われる大問題です。給付抑制により、

- ① 介護状態の悪化を招く
  - ② 家族の介護負担増になる
  - ③ 介護離職の増加につながる
- 等の可能性があります。

神奈川ネットでは、介護保険制度の次期改定に向けて、介護保険の給付から「要介護1・2」を外さないことを求める署名活動を行っています。介護の社会化を後退させるなどという市民の切実な声を届けていきます。

保険から外される!? サービス	
● 要支援1・2に加え 要介護1・2まで介護保険の給付から外される	認定者全て
・生活援助(掃除、洗濯等) ・福祉用具(車椅子、ベッド等) ・住宅改修(手すり設置、バリアフリー化等)	
● ケアプランの作成も有料化	認定者全て
● 利用料は一律2割負担 等	

私、40歳から保険料払ってますが...

**ケアプラン作成有料**  
利用料は2割負担

**生活援助**  
**福祉用具**  
**住宅改修**

要介護2まで外される

## 視点

### 「個」を大切に 共に生きる社会へ

市議 保坂れい子

参議院選挙の結果、自民党・公明党で改選議席の過半数を上回りました。衆参両院で改選勢力が、憲法改正の国会発議に必要な3分の2以上の議席数を占めるに至りました。

参院選最終日の7月9日に神奈川新聞が県内100人の有権者に「3分の2」の意味を質問したところ、67人が「知らない」と回答しました。調査の規模としては小さいですが、示唆するところは大きいです。

「知らない」と答えた人の中には「ニュースを見ない」「日々の生活に追われて考える余裕がない」という理由を挙げた人もおり、経済的格差の広がりが人々の意識に影響を及ぼしていることが危惧されます。一方、改憲を目指す首相が、その思いを隠さずに憲法論議を参院選の争点としていたら、有権者の関心も変わっていったはず。しかし、争点として掲げられたのはアベノミクスの成果や、一億総活躍社会の実現という「絵空事」でした。

自民党の「改憲草案」には、国防軍の創設といったことも盛り込まれています。しかし、最も本質的な問題は、国民一人ひとりが憲法によって保障されている基本的人権の軽視にあります。「公益及び公の秩序」が優先され、個人の基本的人権は制約されるという考え方が基底にあり、この草案に沿った改憲が行われれば、政権の暴走は歯止めがきかなくなりそうです。

この参院選で神奈川ネットワーク運動は、比例代表で大河原まさこさんを推薦しました。大河原さんが訴えたのは、改憲草案の考え方は真つ向から対立する、「個」を大切に、一人ひとりに寄り添う政治でした。結果は残念ながら議席には届きませんでした。しかし、私たちは、いのちと平和を基本に据えた政策への期待と共感を伝える活動に、今後も力強く取り組んでいきます。